

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 外債1 - 42

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年7月10日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 トマス・モラー
資金兼IR部 部長
(Thomas Møller, Head of Funding & IR)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井 上 貴 美 子

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1157

【今回の売出金額】 13,400,000南アフリカ・ランド
(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年7月9日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値である1南アフリカ・ランド=7.67円の換算レートで換算した円貨相当額は102,778,000円である。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年12月4日
効力発生日	平成29年12月12日
有効期限	令和元年12月11日
発行登録番号	29 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2兆円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29 - 外債1 - 1	平成29年12月22日	3,000,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 2	平成29年12月22日	1,000,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 3	平成29年12月22日	1,000,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 4	平成29年12月22日	500,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 5	平成29年12月22日	966,900,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 6	平成29年12月28日	1,171,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 7	平成29年12月28日	514,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 8	平成29年12月28日	979,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 9	平成29年12月28日	1,321,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 10	平成29年12月28日	468,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 11	平成29年12月28日	1,081,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 12	平成29年12月28日	990,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 13	平成29年12月28日	700,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 14	平成29年12月28日	800,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 15	平成30年1月5日	1,927,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 16	平成30年1月5日	1,500,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 17	平成30年1月5日	920,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 18	平成30年1月5日	1,000,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 19	平成30年1月5日	1,181,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 20	平成30年1月5日	1,529,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 21	平成30年1月5日	1,529,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 22	平成30年1月5日	400,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 23	平成30年1月12日	960,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 24	平成30年1月12日	960,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 25	平成30年1月12日	700,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 26	平成30年1月16日	700,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 27	平成30年1月17日	400,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 28	平成30年1月17日	400,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 29	平成30年1月18日	1,017,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 30	平成30年1月18日	1,471,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 31	平成30年1月18日	967,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 32	平成30年1月18日	331,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 33	平成30年1月18日	1,376,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 34	平成30年1月18日	381,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 35	平成30年1月23日	150,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 36	平成30年1月23日	150,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 37	平成30年1月23日	14,961,000,000円		該当事項なし
29 - 外債1 - 38	平成30年1月29日	537,355,000円		該当事項なし

29 - 外債1 - 39	平成30年3月30日	1,893,650,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 40	平成31年2月13日	1,632,950,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 41	令和元年7月10日	930,000米ドル (101,258,400円)(注)	該当事項なし	
実績合計額		53,566,113,400円	減額総額	0円

(注) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2019年7月26日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年7月9日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=108.88円の換算レートで換算している。

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1,946,433,886,600円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部【証券情報】

< ノルウェー地方金融公社 2023年7月27日満期 南アフリカ・ランド建債券に関する情報 >

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【売出債券の名称】	ノルウェー地方金融公社 2023年7月27日満期 南アフリカ・ランド建債券（以下「本債券」という。）（注1）		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	13,400,000南アフリカ・ランド （注2）
【各債券の金額】	100,000南アフリカ・ランド	【売出価格】	額面金額の100.00%
【売出価格の総額】	13,400,000南アフリカ・ランド （注2）	【利率】	年6.20%（注5）
【償還期限】	2023年7月27日 （注4）	【売出期間】	2019年7月16日から 2019年7月23日まで
【受渡期日】	2019年7月26日		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店および各支店（注7）		

（注1）本債券は、ノルウェー地方金融公社（以下「発行者」という。）により、発行者の債券発行プログラムに基づき、2019年7月25日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券は、大和証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッドによりユーロ市場において引受けられる。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。

（注2）ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、13,400,000南アフリカ・ランドである。

（注3）本書において、「南アフリカ・ランド」は、南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドを、「米ドル」は、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルを、それぞれいう。

（注4）償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法（2）税制上の理由による早期償還」および「11 その他（1）債務不履行事由」を参照のこと。

（注5）本債券の利息起算日は、2019年7月25日である。

（注6）本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAaaの長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAAAの長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

（注 7） 売出人は、日本国の金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。本債券の申込み、購入および払込みはすべて各申込人が確認した外国証券取引口座約款（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、上記記載の売出人から、あらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければならない。外国証券取引口座を通じて本債券を取得する投資家は、約款の規定に従い本債券の券面の交付を受けない。なお、券面については下記「11 その他（2）その他」を参照のこと。

（注 8） 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「合衆国内国歳入法」という。）および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

発行兼支払代理人（以下「債券代理人」という。）

会社名	住所
ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	連合王国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1、ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

(1) 担保提供制限

「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当条項なし。なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、「11 その他（1）債務不履行事由」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、利息起算日である2019年7月25日（同日を含む。）から満期償還日（下記「3 償還の方法（1）最終償還」に定義される。）（同日を含まない。）まで額面金額に対し年6.20%の利率でこれを付し、毎年1月27日および7月27日（以下それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いされる。初回の利払日である2020年1月27日には、利息起算日（同日を含む。）から2020年1月27日（同日を含まない。）までの利息期間について、額面金額100,000南アフリカ・ランドの各本債券につき3,134.45南アフリカ・ランドが後払いされ、その後の各利払日には、直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの利息期間について、額面金額100,000南アフリカ・ランドの各本債券につき3,100.00南アフリカ・ランドが後払いされる。

利払日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。なお、かかる利払日の調整によって、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ヨハネスブルグ、ニューヨーク市およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が営業を行い、かつ支払の決済をしている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率を乗じ、その積に下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を乗じて360で除した金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日があたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31でありD1が29より大きい数字である場合は、D2は30とする。

かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべての南アフリカ・ランド額は、0.01南アフリカ・ランド未満を四捨五入する。

各本債券はその償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示または提出がなされた（ただし、これらが必要な場合）にもかかわらず償還金額の支払が不当に保留もしくは拒絶された場合またはその他支払につき不履行があった場合はこの限りではない。かかる場合、不当に保留、拒絶または不履行があった支払に関する元金に対し、本債券の呈示または提出がなされた上（ただし、これらが必要な場合）で支払が行われる日、または（当該本債券の呈示または提出が支払の前提条件となっていない場合を除き）かかる支払を行うために債券代理人が必要な資金を受領し、債券代理人によりその旨の通知が下記「10 公告の方法」に従って本債券の所持人（以下「本債権者」という。）に対しなされた日から7日目の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで継続して上記記載の利率の利息（請求または判決の前後を問わず）が発生する。

本債券につき、発行者が南アフリカ・ランドによる支払義務を負うにもかかわらず、為替管理の発動、南アフリカ・ランドの他通貨への代替もしくは使用停止または発行者が制御できないその他の事由により、南アフリカ・ランドを外国為替市場で入手できない場合には、発行者は当該支払につき、計算代理人（以下に定義される。）が誠実かつ商業的に合理的な方法に従いその単独の裁量により決定する為替レートで米ドルによる支払によって、その義務を履行することができる。かかる状況において米ドルで発行者によりなされた支払は有効な支払となり、本債券につき債務不履行とはならないものとする。

「計算代理人」とは、大和証券株式会社または正式に任命された承継者をいう。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

なお、下記「3 償還の方法（1）最終償還」、「3 償還の方法（2）税制上の理由による早期償還」および「11 その他（1）債務不履行事由」に記載される償還額の支払についても同様とする。

3【償還の方法】

(1) 最終償還

期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、2023年7月27日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100,000南アフリカ・ランドにつき100,000南アフリカ・ランドで償還される。

満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる調整によって、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制上の理由による早期償還

(イ) ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構またはノルウェー王国のもしくはノルウェー王国内の課税当局の法律もしくは規則の変更、または当該法律もしくは規則の解釈もしくは適用の変更（ただし、かかる変更は本債券の発行日以後に発表され発効するものに限る。）の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い（1）ノルウェー王国の租税」に記載される追加額の支払義務を負うこととなり、(ロ) 発行者がなし得る合理的な手段によってもかかる義務が避けられず、かつ(ハ) 当該事情が、発行者の2名の取締役により署名された上記事情の発生およびその前提条件となる事実を記載した証明書および当該事情の発生の旨について高名な独立法律顧問による意見書を、発行者が債券代理人に対し交付することによって証明された場合、発行者は自己の選択により、「10 公告の方法」に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知（かかる通知は取消不能である。）を行うことにより、本債券の全部（一部は不可）をその額面金額で経過利息（もしあれば）とともに償還することができる。ただし、本債券についての支払期日が到来していたとするならば発行者がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日前の日より前に、かかる償還の通知を行うことはできない。

(3) 買入消却

発行者はいつでも公開市場またはその他の方法でいかなる価格でも本債券を買い入れることができる。ただし、本債券に添付される期限未到来の利札全部が本債券とともに買入れられる場合に限る。

償還されまたは買入れられた期限未到来のかかる本債券および利札は消却、再発行または再販売できる。

4【元利金支払場所】

(1) 支払代理人およびその指定事務所

ドイツ銀行ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1

ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

一定の条件の下に、発行者は、発行者、債券代理人およびその他の者の間で締結された改訂発行兼支払代理人契約（修正分を含む。）（以下「改訂発行兼支払代理人契約」という。）の条項に従って支払代理人の任命を取消し、他の者を任命し、または追加の代理人を任命することができる。

(2) 本債券に関し支払われるべき金額の支払（元金、利息その他を問わない。）は、南アフリカ・ランドにより、小切手、または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定した南アフリカ・ランド建の口座への振替えにより行われる。支払は、下記「8 課税上の取扱い - (1) ノルウェー王国の租税」の条項を害することなく、()適用ある財政その他に関する法令・規則、かつ()合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。かかる支払に関し、本債権者または利札の所持人に対し、いかなる手数料または費用も課されない。

(3) 本債券に関し支払われるべき金額（利息を除く。）の支払は、支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および提出と引換に行われる。

本債券の利息に関する金額の支払は、合衆国外の支払代理人の指定事務所において、関連する利札の提出、または利息の支払のために予定された日以外の日に支払われる利息の場合には関連する本債券の呈示と引換に行われる。

本債券について支払われるべき金額の支払期日が関連金融センター日（以下に定義される。）および現地銀行営業日（以下に定義される。）でない場合、本債権者は、次の関連金融センター日および現地銀行営業日である日まで支払を受けることができず、当該日およびそれ以降の現地銀行営業日に小切手による支払を受けることができ、また、現地銀行営業日、関連金融センター日および関連指定口座のある場所において商業銀行および外国為替市場が南アフリカ・ランドによる支払の決済を行う日に指定口座に送金することによって支払を受けることができる。ただし、その後本債券の要項に従った支払を怠らない限り、かかる遅延または調整による利息その他の追加の支払は行われぬ。

「関連金融センター日」とは、ヨハネスブルグ、ニューヨーク市およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本債券または場合により利札の呈示場所において営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

当初利札付で交付された本債券は、償還の際にこれに関する期限未到来の利札とともに呈示され、かつ償還金額の一部支払の場合を除き提出されることを要し、期限未到来の利札が欠²²している場合は、期限未到来の欠²²利札の金額（または、全額の支払でない場合は、現に支払われる償還金額の支払われるべき償還金額の総額に対する割合に等しい金額となる。）は、かかる償還の際に支払われるべき金額から控除される。かかる控除された金額は、かかる償還金額の支払に適用される関連日（下記「8 課税上の取扱い（1）ノルウェー王国の租税」に定義される。）から10年以内にいつでも支払代理人の指定事務所において関連する利札の提出と引換に支払われる。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記の条項に従う。）の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者の現在および将来のその他のすべての非劣後かつ無担保債務と同順位である（ただし、法律上、強制的に例外条項が適用される場合を除く。）。

発行者は、本債券のいずれかが未償還（改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。）である限り、関連債務または関連債務の保証を担保するため、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、担保権を設定せずまたは存続することを許容しないものとする。ただし、(イ) 本債券のために同時にまたはそれ以前に同等の順位かつ比率の担保を付与し、または(ロ) 本債権者の特別決議（下記「7 債権者集会に関する事項」を参照のこと。）により承認される本債券に対するその他の担保を付与する場合はこの限りでない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「保証」とは、ある「者」の債務のために、他の「者」が負う支払債務をいう。

「債務」とは、ある「者」の借入または調達金銭債務をいう。

「者」とは、それが独立して法主体たりうるか否かにかかわらず、個人、会社、法人、パートナーシップ、合併会社、協会、組織、政府、政府機関またはその他団体をいう。

「関連債務」とは、取引所またはその他の証券市場（店頭市場を含むがこれに限られない。）に上場し、値付け、取引され、またはこれらが可能な社債、ノート、デベンチャー、デベンチャーストック、ローンストック、債券、その他の証書の形態による、またはそれらにより表章される債務をいう。

「担保権」とは、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の担保権をいい、これらには適用法令のもと認められる類似のものも含まれる。

6【債券代理人の職務】

債券代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他（2）その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 償還の方法（3）買入消却」に記載された本債券の消却ならびに改訂発行兼支払代理人契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。債券代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札の所持人に対する義務または代理もしくは信託の関係を引受けるものではない。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は改訂発行兼支払代理人契約に規定されている。

発行者は、特別決議（以下に定義される。）による本債券に適用される本債券の要項および副捺印証書の修正を含む（これらに限られない。）本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を随時招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、発行者は債権者集会を招集しなければならない。特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更できる本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の支払額、支払通貨、支払期日に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の4分の1以上を代表または保有する2名以上とする。債権者集会において可決された特別決議は、出欠の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

「特別決議」とは、改訂発行兼支払代理人契約に従い適法に招集され開催された債権者集会（当初開催された集会であるか続行された延会であるかを問わない。）において、4分の3以上の賛成票により可決される決議をいう。

8【課税上の取扱い】

(1) ノルウェー王国の租税

発行者による本債券に関する元金および利息その他一切の支払は、ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構によりもしくはそのために、または王国内の課税当局もしくは王国の課税当局によりもしくはそのために、現在課されまたは将来課されることのある公租公課（その性質の如何を問わない。）を課されず、これらを源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる公租公課を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。この場合、発行者はかかる控除または源泉徴収がなければ本債権者が受領したであろう金額に等しい金額をその者が受領することとなるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本債券または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

(イ) (a) 当該本債券もしくは利札の保有または(b) 当該本債券もしくは利札に関し、本債券の元金、利息もしくはその他の支払金の受領以外の事由により王国と関係を有するために本債券または利札に関し当該公租公課の支払義務を負う者またはその代理人への支払の場合。

(ロ) 関連日後30日を経過した後に本債券または利札が支払のために呈示される場合。ただし当該本債権者または利札の関連所持人がかかる30日の期間の満了日またはそれ以前に呈示し支払を受けることができる当該追加額についてはこの限りでない。

(ハ) 王国内において本債券または利札の支払呈示がなされた場合。

本書において「関連日」とは、支払期日が最初に到来する日、または支払われるべき金員全額をかかる期日以前（同日を含む。）に債券代理人が受領していない場合には、かかる金員が受領され、本債権者または利札の所持人に対する支払が可能である旨の通知が下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対し適正に行われた最初の日を意味する。

「第2 売出債券に関する基本事項」において本債券に関する元金および/または利息とは、本「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に基づき支払われることのある追加額を含む。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

() 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

() 日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合

計)の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

- () 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315% (所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したものの(源泉徴収選択口座)における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- () 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- () 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

本債券およびこれに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、英国法に準拠する。発行者は、本債権者のために、英国の裁判所が本債券に起因もしくは関連して生じる訴訟、訴え、手続(以下「訴訟手続」と総称する。)を審理し決定するための、または本債券に起因もしくは関連して生じる紛争(以下「紛争」という。)を解決するための専属的な管轄権を有することに取消不能の形で合意し、そのために、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、訴訟手続の審理および決定ならびに紛争の解決のための法廷として英国の裁判所が指定されたことに対して現在または将来有する異議権を取消不能の形で放棄し、かかる裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。発行者は、英国における訴訟手続を開始させる召喚状が現在はロンドン SW1X 8QD ベルグレーブ・スクエア25(25 Belgrave Square, London SW1X 8QD)に所在するノルウェー王国大使館または、これと異なる場合は、その時点における登録された事務所、または2006年会社法に従い召喚状の送達を受けられる英国における発行者の住所に交付されることによって発行者に送達されうことに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任し、かかる者の氏名および住所を債券代理人に通知する。かかる選任が15日以内に行われなときは、本債権者は発行者宛の書面を発行者または債券代理人の指定事務所宛に送付することによりかかる者を選任できる。本項は法律が許容するその他の方法で本債権者が召喚状を送達する権利に何ら影響を与えるものではない。英国の裁判所の管轄権に服することは、本債権者が、発行者に対して管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を行う権利を制限するものではなく(またそう解釈されるものでもない。)、また適用ある法律の許容する限り、一つ以上の管轄地で訴訟手続を行うときにその他の管轄地において訴訟手続を行うこと(同時か否かを問わない。)を排除するものでもない。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで一般に流通している主要な日刊新聞1紙(ファイナンシャル・タイムズを予定)に公告されたとき、有効となるものとみなされる。かかる公告が実務上不可能な場合は、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている英字の主要な日刊新聞紙において公告されたときに有効となるものとみなされる。上記に従って行われたかかる通知は、最初の公告日(または複数の新聞紙に公告が要求される場合は、すべての要求された新聞紙上において公告が最初に掲載された日)に有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、すべての目的において、本「10公告の方法」に従い本債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本債券が恒久大券(以下「恒久大券」という。)によって表章され、当該恒久大券が下記「11 その他 (2) その他」に記載されるユーロクリア・バンク・エス・エイ/エヌ・ブイ(以下「ユーロクリア」という。)、クリアストリーム・バンキング・エス・エイ(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)またはその他の決済機関のために保有されている限り、前段落にかかわらず、本債権者に対する通知は、資格を有する口座保有者への連絡のため

当該決済機関に関連通知を交付することにより行うことができる。決済機関に交付された通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグへの交付により本債権者に通知されたものとみなす。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は発行者に対する書面による通知をもって債券代理人の指定事務所で当該本債券および経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知より前に当該債務不履行事由が治癒されていない限り、直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに(もしあれば)、いかなる提示、要請、異議またはその他通知(これらについては、かかる債券に規定されるいかなる矛盾する規定にかかわらず、発行者が明確に放棄する。)を要求されることなく償還される。

(イ) 発行者が、本債券の元本または利息に関する支払期日から10日を超えてかかる支払を怠った場合。

(ロ) 発行者が本債券または改訂発行兼支払代理人契約に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ本債権者が債券代理人の指定事務所で、発行者に対し、当該懈怠の治癒を要求する書面を引渡した後60日間当該懈怠が継続した場合。(ただし、懈怠の治癒が不可能な場合を除く。かかる場合には、懈怠の継続または通知の要件は必要とされない。)

(ハ) 発行者の債務につき、債務不履行事由(それ以外の用語が用いられている場合も同様とする。)を理由として、定められた満期前に期限が到来した場合、発行者が適用ある猶予期間の最終日にその債務の支払を怠った場合、発行者がその債務(借入金債務に限る。)のために提供した担保が執行可能となった場合、または発行者が他の者の債務のために提供した保証および/または補償の期限における履行を怠った場合で、いずれの場合についても当該債務の総額が200万ユーロ(または他の通貨による同等額)以上である場合。

(ニ) 担保権者が発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を保持し、またはこれらのため管財人もしくは管理人等が選任された場合。

(ホ) (a) 発行者の破産または支払停止、(b) 発行者または発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を管理する管財人または清算人が選任された場合、(c) 発行者のその他の債務の再調整もしくは支払延期、または債権者のための譲渡もしくは調整が行われた場合、(d) 発行者が全部または実質的な部分の事業の遂行を止めた場合(ただし、支払不能でない場合の合併、組織変更、再編によるものを除く。)

(ヘ) 発行者の清算、解散の命令または決議がなされた場合。

(ト) 以下の目的のために必要な行為、条件、手続を発行者が取らずまたは履行しない場合

(a) 発行者による本債券上もしくはこれに係る権利の適法な行使、または義務の履行、遵守目的のため

(b) かかる義務を適法かつ有効で、拘束力がありかつ執行可能なものとする目的のため

(c) ノルウェー王国の裁判所で本債券および利札の証拠価値が認められる目的のため

(チ) 発行者の本債券上またはこれに係る義務の履行、遵守が違法であり、または将来違法となる場合。

(2) その他

(イ) 本債券は、当初、仮大券(以下「仮大券」という。)により表章され、仮大券はユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管人に預託される。仮大券の持分は、発行日後特定の日数を経過した日以降に実質的所有者の非米国人証明書の提出に基づき、恒久大券の持分と交換可能となる。仮大券の持分が恒久大券の持分と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から7日以内に、改訂発行兼支払代理人契約に従い、部分交換の場合には当該交換を反映させる適切な入力がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグによってなされた旨の共通サービス・プロバイダーからの確認と引換に、または最終の交換の場合には、債券代理人の指定事務所における仮大券の提出もしくは共通保管人による仮大券の破棄と引換に、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはその他の関連する決済機関が発行しかつ債券代理人が受領した証明書に記載された元金額に等しい元金額について、()最初の交換に際しては、適正に認証されかつ有効化された恒久大券が仮大券の所持人に対して(所持人の費用負担なくして)速やかに交付されるようにし、または()その後の交換においては、かかる恒久大券の元金額がその条項に従い増加されるようにする。(a) ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが連続して(法定の休日を除き)14日間営業を停止し、もしくは営業を廃止する旨発表した場合、または(b) 「11

その他 (1) 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合、恒久大券上の持分は全額(一部は不可)につき恒久大券の所持人の請求により確定債券と交換可能となる。恒久大券が確定債券と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から30日以内に、債券代理人の指定事務所における恒久大券の提出と引換に、当該恒久大券の元金額に等しい元金額の、適正に認証され利札の付された確定債券が恒久大券の所持人に対して速やかに交付されるようにする。

大券(この表現には仮大券および恒久大券が含まれる。)によって表章される本債券の所持人としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に表示される各人は、当該大券の所持人に対して発行者が行った各支払に対する当該各人の持分、および大券に基づき発生するその他すべての権利について、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの各規則および手続に従い、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。本債券が当該大券により表章される限り、当該各人は本債券に基づき発生する支払金額に関し発行者に直接請求することはできず、かかる発行者の支払義務は、かかる各支払金額に関し、当該大券の所持人に対し支払を行うことにより免責される。大券の本債券に関する規定の「所持人」または「口座保有者」とは本債券の所持人として、関連する決済機関の記録に表示される各人をいう。

- (ロ) 本債券または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、債券代理人の所定の事務所において、適用法令に従い、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、発行者および債券代理人が要求する証拠、補償、担保等の提出を条件として、これを交換することができる。毀損または汚損した本債券または利札は代り券の発行に先立ち提出されなければならない。
- (ハ) 発行者に対する本債券に係る元利金の支払の請求は、それぞれの関連日から元本については10年、利息については5年以内になされない場合は、失効する。

(3) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局(以下に定義される。)によるベイルイン・損失吸収権限(以下に定義される。)の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。

- (イ) 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組み合わせを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。
 - (a) 本債券についての該当金額(以下に定義される。)の全部または一部の永久的な削減
 - (b) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与(本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。)
 - (c) 本債券または本債券についての該当金額の消却
 - (d) 本債券の永続性に関する改定もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の改定(一時的な支払の停止を含む。)
- (ロ) 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

本項において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、()BRRD(以下に定義される。)の移行ならびに()BRRDの下で、および/または金融機関に関する法律(その後改正されたかまたは随時改正される)に基づくノルウェーの破綻処理制度の枠内で構築される手段、規則および基準に関し、発行者の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、ノルウェー王国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、金融機関および投資会社の再生および破綻処理に関する枠組みを設定する2014年5月15日付の指令2014/59/EU(随時改正され、または差し替わる。)をいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ペイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の法律顧問であるADVOKATFIRMAET SELMER ASIにより以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

1. 本債券の売出しは発行者により適法に授權され、ノルウェー王国法上適法である。
2. 訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出は発行者により適法に授權されており、ノルウェー王国法上適法であり、本債券の発行および売出しならびに訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出のため発行者に要求される政府機関のすべての同意、許可および承認は取得されている。
3. 訂正発行登録書および発行登録追補書類中のノルウェー王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の名称が、本債券の発行登録追補目論見書（以下「発行登録追補目論見書」という。）の表紙に記載される。

さらに発行登録追補目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。」

また、以下の記載が発行登録追補目論見書の表紙裏以降に挿入される。

『本債券への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

各投資家は、本債券に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本債券に関する長所とリスクを含む、本債券の発行者および本債券の売出しの条件等に関して自分自身で検討し、そのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本債券に影響を与うるものではない。同様に、発行者が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行者の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本債券の市場価格は、一つまたは複数のそれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本債券への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

<本債券に関するリスク要因>

本債券の市場価格が変動するリスク

本債券の市場価格は、南アフリカ・ランド金利およびその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。本債券の期中に受け取る利息・売却時あるいは償還時の元本は南アフリカ・ランド建であり、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本債券の発行者等の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が変動することにより本債権者（下記「第一部証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」に定義される。）に売却損が生じるおそれがある。

本債券の発行者等の信用状況の悪化等により、償還金や利息の支払が滞ったり、支払不能が生じ、本債権者は投資額の一部または全部を失うおそれがある。

カントリーリスク

本債券には、南アフリカ共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等による通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨建の債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在する。したがって、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本債券の売却等ができない可能性がある。

本債券の流動性に関するリスク

本債券は、市場環境の変化により本債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また、本債券を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本債券を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。』

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
令和元年6月26日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。